

令和2年度 隠岐の島町共同募金委員会
「住みよい地域づくり推進プロジェクト事業」助成金交付要領
～ 交流づくり助成 ～

1. 通 則

住みよい地域づくり推進プロジェクト事業による「交流づくり」助成金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、この要領に定めるところによる。

2. 交付の目的

この助成金は、自治会区・公民館分館等身近なエリアにおいて、互いを敬い、認め合う、地域共生の心を育む活動に対して助成することで、明るく住みよい地域社会を創造することを目的とする。

3. 助成対象事業の実施期間

この助成の助成対象期間は、交付を受けた当該年度内で実施されるものとする。

4. 交付の対象

この助成金は、自治会区・町内会、公民館分館、その他地縁型組織が行う敬老会等の集合型活動、高齢者や障がいのある方等への手作り料理・記念品の贈呈等の個別支援型活動を対象とし、同一エリア1申請を原則とする。

- 2 前項において、計画した事業が、対象者や天候等、やむを得ない実情により実施できなかった場合の代替事業についても、予め計画立案されていなければならない。

5. 交付額の算定方法

この助成金の交付額は、別表左欄に定める助成額とする。

6. 助成金の交付申請

この助成金の交付を受けようとする実施主体は、助成金交付申請書（様式第1号）を作成し、事前に委員会に申し込むものとする。

7. 助成の決定

前条の規定により申請書の提出があったときは、委員会が別に定める審査基準による審議を経て委員会会長が交付を決定する。

8. 交付の条件

委員会会長は、この助成金の交付の決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成金をこの要綱に定める交付の目的に反して使用しないこと。
- (2) 活動により取得し、又は効用の増加した財産については、事業報告後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

9. 支払方法

委員会会長は、この助成金の交付を決定した後、実績報告に基づき助成金を交付する。

10. 変更交付等の申請

この助成金の交付決定後、次の各号のいずれかに該当する場合には、変更申請書（様式第3号）を委員会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 活動内容を大幅に変更するとき（実行コンセプトが同一で、手法が変更される場合や予算額の変更は除く）。
- (2) 事業を中止し、又は廃止するとき。

11. 実績報告書

この助成金の交付を受けた実施主体は、当該交付事業が完了した日、若しくは交付事業の廃止の承認があった日から起算して1ヶ月以内に、事業の成果を記した実績報告書（様式第5号）を委員会会長に提出しなければならない。

12. 返 還

委員会会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の全額又は一部の返還を請求する。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金を受給したことが判明したとき。
- (2) 助成金を対象事業以外に使用したとき。
- (3) 対象事業が縮小、中止もしくは継続不能となり、又は助成対象期間内に完了できないとき。
- (4) 十分な活動成果が挙げられなかったと判断されるとき。

2 前項において悪質であると委員会会長が認める場合には、その事実を公表する。

13. 共同募金運動への協力

助成金の交付を受けた実施主体は、可能な限り『共同募金』の周知に努めるとともに『共同募金運動』等に積極的に協力するものとする。

14. その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、委員会会長が別に定める。

(別表)

助 成 額	助 成 対 象 者
右欄に定める助成対象者1人あたり 700 円 を乗じて得た額	当該地域に居住、または居住していた、助成対象活動に参加、或いは、参加と同等の配慮した、次の各号に掲げる者とする。 (1) 当該年度 75 歳以上になられる方 (2) 障害者手帳を所有する方